

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 農民運動の諸形態

第二節 未墾地解放その他の土地闘争

未墾地解放増反闘争

貧農その他土地なきものが土地を要求し、農地改革においては放置された山林の解放によって経営を拡大し、農業生産と生活を守ろうとする闘争、いわゆる反封建闘争はこの期においても各地ではげしくたたかわれた。たとえば栃木県金田村の貧農による山林解放闘争、茨城県常東一帯の広大な面積におよぶ未墾干拓地闘争、奈良県本町、東京都稲城村、長野県南佐久郡一帯、大分県北山田村、栃木県南犬飼村等々の闘争はその代表的な事例であるが、ここに注意すべきことは、第一にこれら土地闘争が村、部落に支配力を及ぼしている山林地主、旧地主など反動勢力のがん強な反撃にあい、したがってまた農民組合自体、青年部その他中核分子を中心として自衛的大衆行動に出る形態がでてきていること、第二に、それら地主勢力に対する土地闘争は、官憲の権力によって取締り弾圧の対象とされ、それらの経済闘争は同時に政治闘争の性格をおびざるをえなくなっている、ということである。栃木県金田村(後で詳細記述)の共産党員、組合幹部検挙事件、また茨城県常東における大衆的自衛態勢の整備、官僚の不正摘発闘争への発展などがそれを示している。またこれらの土地闘争は、前節に見たような軍事基地のための土地取上げ反対闘争と関連し、とくに悪条件の下で営農する開拓民の要求としても強くたたかわれている。

つぎに金田村と常東巴村の土地闘争を見よう。

栃木県金田村の未墾地解放闘争

栃木県金田村の乙連沢、小滝部落五〇名の貧民は、二七年初め銀行山一七町歩の解放を村農業委員会に申請したが農委会長によつて拒否された。しかし農民の要求が強くその後も申請運動がつづけられ、四月一六日その問題を決定する農業委員会が開かれたが、この直後に日農支部結成準備会がひらかれ、五月一日には一五〇名の農民の参加で支部結成大会がひらかれた。その大会で、(一)銀行山を解放しろ、(二)宝井農委会長の辞職、(三)村道費は村で負担せよ、(四)朝鮮人の強制送還反対等の要求がきめられ、これを村当局、農委、農協等に申入れた。

五月九日の農業委員会では、会長が辞職し新会長の下で、一五〇名の農民包囲の中で開かれ、「五月中に実地調査をする」ことが決定された。組合員は各部落ごとに増反組合をつくり、青年の中から推進委員をえらび日農の推進力とした。「実地調査の当日は、婦人もまじえる約二〇〇名の農民が、手に手に鎌や唐鍬、ナタなどをもって参加、一里の道を行進して一大デモとなり、要求の出なかった綿貫、中田原、蒲岡などからも新しい要求七〇町歩が出され、当日調査した銀行山、一七町歩のほかヨセ山、椎茸など五〇町歩合計一二〇町歩の解放要求が出ることとなった。調査後、大高

会長は「全部解放できると思う」と言明し、新しく出た要求と合せて一二〇町歩の買収計画を村農業委員会で決定、銀行山等第一次五〇町歩解放は正式に県農業委員会に対し申請手つづきをとった」（「農民新聞」第三号）。

その後、金田村の共産党員、日農支部役員に対し三〇名の大量検挙がおこなわれたが、その詳細は「農民運動資料」第五二、五三合併号に、県連報告として掲載されているので、つぎに紹介する。

（栃木県金田村弾圧についての報告）

日農（統一派）栃木県連合会

金田村の大弾圧の報をきいてその日のうちに金田村に急行した。目的は弾圧によって打撃を受けた組織の立て直しのためである。（産別書記のA君同行）

村に入ったのは午後五時頃だったが、要所々々にはなお警官が一〇名位ずつ配置されて物々しい。僕の顔を知っている者もないのか尾行もされずに先ずH氏方に行く。同家にはむこが居ただけで話しがとんとわからない。ただ彼は妻が病院に入院看病中だったので、そちらから検挙されたということがわかっただけだ。

たまたま同じ検挙者であるK氏の息子が来て、検挙当時の事情が少しずつわかって来た。彼は「Wさんところには大学生が二人いたそうだから検挙の事情はそこへ行けばわかるだろう」というのでW氏方に行く。彼は日農の副支部長であり、増反組合の組合長であり、今回の闘争の実質的指導者である。（殊に増反組合が出来てからは）

彼のところでも息子は余り事情を知らない。H氏でもW氏でも野良仕事は倅にやらせて隠居仕事に運動は好きでやっていると家族は知っている。（いずれも二町一三町の大農である）大学生は驚いたのかそうそう立去ってしまった由で居なかった。それでも前のKやWの倅の話を総合して次の点が明らかになった。

(1)逮捕状に記載された逮捕理由は次の三点のどれかが適用された。（逮捕状は謄写版刷りの共通のものである）

(イ)五月一日日農支部結成後農協常務植木亀雄を種籾事件で脅迫した。

(ロ)五月一八日農業委員松本良知を山林解放反対を怒り、草刈り鎌のようなものでおどした。

(ハ)七月中旬農委副委員長荒井助を軟禁した。（平岡は(イ)と(ハ)が該当している）

(2)検挙者は三〇名に及んでいるが、共産党員で名前の出ているものは殆んどやられた。それから日農の執行委員も目だったものはやられている。ただ増反組合の役員は副組合長をはじめ相当残っている。そこでこの増反組合の残存幹部を集めることになり、W方の近所の男を呼んで見たが、なかなか元気でやるといい、早速連絡係を引き受けた。目標は明晩ということにしてやすんだ。

翌九日早朝連絡係より結果が報告あり、みんなの希望で午後一時からと変更され、場所も裏の山の中に決った（A君は朝のうち帰った）。同時刻に集まったのは一七名殆んど全部落から代表が集まった。各部落から情勢の報告あり、一部落を除いて大体下部大衆は大きいショックは受けながらも「土地はあくまで取る」と強い決意を示していることが明らかになった。ある貧農は「やつらはこんどの闘争を共産党がやったといっているが、共産党員の居なくなった現在、オレ達がやっているんだということを事実で示そう」と昂然としていった。

そこで新しい増反組合の役員が選ばれ、警戒期間三日（やつらがそう云っている）が

すぎた一日、増反組合の役員が農業委員会に対し八日開かれた委員会の決定を聞きただすことから行動を開始することになった。

なお席上来る全国大会には四、五名の代表を送って全国の代議員に訴えること、農民新聞をひろめることが決定された。

(附)

- 1 被検挙者は県内各地に分散留置されている。
- 2 昨一〇日の新聞は「大部分は黙否」と書いているのと「大部分は自白」と全く相反した記事をのせている。
- 3 公然たる検挙の理由は他愛ないものであり、敵は必ずクソ爆弾や投石、暴行等の諸事件を被検挙者に関連せしめるであろう。

4 悪いことをしたものに対して大衆が怒って詰問したことが、脅迫になるとしたらこれは大衆運動の否決であり、重大なる組合運動干渉である(しかも本人が自分の非をみとめて辞職している)。

## 茨城県巴村、新宮村の土地闘争

一九五一年夏以来、茨城県鉾田町を中心に、開拓地の解放、官僚の不正反対を要求して、日農(常東)は広汎な農民運動を指導してきたが、闘争の重点がしだいに、県開拓課の農地、未墾地にかからむ各種助成金の横領流用等汚職追求にまで発展し、地域も白鳥、夏海等各町村に拡大するにいたった。以下「農民新聞」(日農統一派機関紙)によってその経過をたどってみる。

昨年七月以来、巴村閉拓共進会は閉拓地に対する不正融資その他を摘発して県当局と闘争してきたが、九月に入り閉拓課融資係長ほか数名の検挙によってついに当局は折れ、組合に陳謝しその要求を容認するにいたった。一方組合は五回にわたり共同耕作を行い、既開墾地三町五反を奪いかえし、これを組合員に分配した。

新宮村においては、戦後旧新宮飛行場九六町を日農支部が農地解放させ、これを支部管理下においてきたが、五一年にいたり組合の弱体化につけこんで一部農民は県開拓課とともに再分配を計画し、一部の土地の取上げにのりだした。岡堀米、下荒地両部落の農民約五〇名は再三デモ、交渉によって開拓課当局に反対を申入れ、ついに当局も再分配を取消した。つぎに鉾田、新宮秋津地区約一五〇町歩は北浦に面して排水悪く、水害のため三年一作の地と称されているが、この水害地の排水工事と約一〇〇町歩の干拓工事の実施を要求して約五〇〇名の農民が当局と交渉をつづけてきた。

「始めこの工事は自由党県議本沢氏を介入させたため、工事を鉾田—新宮間の観光道路にすりかえられようとしたり、新宮を無視するような変更の策動が行われていた。常東本部はこのような策動を徹底的にバクロし、地元農民を立上らせ本沢氏を完全にボイコットした。さらにこの運動は一〇六町歩の飛行場の水田化の問題に発展し、地元閉拓者の請願書は山口委員長を通じて国会に提出され、既に採決となった。」(「農民新聞」一九五二年一月一五日)

また東茨城郡石崎村の溜沼干拓により出来た一三〇町歩の土地について、農民側は自作農特別措置法第三条一、二項により当然買収の権利ありとして闘争、これに対し地主側は官僚と組んで「講和発行後における当然買収および買収もれ牧野は対価の点で疑義がある」として反対、関係農民一八〇名は四月一二日村農業委員会に対し買収申請書を提出し争った。その結果、農林省もついに特別措置法の運営について農民側の主張を認め、反当七、八百円で買収することになった。これが口火となり、大貫、夏海にまたがる開拓地でも解放闘争が拡がったと報ぜられた(同上紙、六月一日)。

## その他の土地闘争

これらの土地闘争は、主として増反闘争であるが、運動の目標と形態はけっして単純なものではなく、じつに多様な展開をみせている。たとえば新潟県亀田郷の土地改良工事について、耕地整理幹部の公金横領不正を衝いて三月一六日新津市で二〇〇〇名の農民大会がひらかれ、幹部追放を決議している。その後四月二六日と五月五日と再度の総代会議で農民側の主張が通り、ついに不正幹部の総辞職、工事予算の修正要求が決定した。この闘争の中から、部落を基礎として、調査委員会という組織が出来、政府に対する融資獲得闘争が始まったと報ぜられている(同上紙、五月二一日)。

この運動をみても、農業生産と重大な関係をもつ土地改良工事をめぐり、ボスの不正追求から政府に対する資金要求まで、農民の要求が多様であり、闘争の形態、組織が種々な展開を見せていることがわかる。

土地闘争はこのほか、秋田県増田村、静岡県両河田村における小作料に関するもの、兵庫県松帆村における水利費に関するものなど種々な方面でたたかわれた。また京都府夫田郡雲原村の村有林解放闘争のように、農家の次三男が中心になっておこなわれた例もある。これは事実上の半失業者たる次三男の、土地を仕事を求める運動として注目され、今後の農民運動の一つの方向を示すものと思われる。

未墾地山林原野の解放闘争を中心とするこれらの土地闘争、あるいはさらに広く反封建闘争が、全体の農民運動のなかでいかなる地位をしめるか、具体的には、いわゆる反帝反資本闘争と反封建闘争はいかに結びつくかの問題は、昨年来の農民団体とくに日農統一派の主要な理論的実践的論点の一つであったが、第六回大会はそれに一応の決定をあたえたものであり、この間の論争や新運動方針については、日農統一派第六回大会に関する項を見られたい。

## 農地改革実績と農地関係訴訟

一九五一年度までの、農地改革による土地買収売渡面積(農地、牧野、未墾地別)と、自作農創設特別会計の収支は五一五頁第259表の示す通りである。なおこの附表は農地強制譲渡実績を示す。

農地改革にもとづく土地買収売渡しに対する訴願件数は、五一年一二二七件で前年の三分の一以下に減少している。(第260表参照)土地種類別に見ると、農地に関するものが前年にひきつづき最も多数で宅地建物関係は昨年にくらべかなり減少しているのが眼立つ。以上の訴願のうち容認されたものが六五〇件、棄却三七七件、却下一五二件、その他となっている。

つぎに、既墾地に関する訴訟提起件数とその結果を見ると(第261表)、第一審では五一年度四七五件、改革実施以来の合計件数は五〇三九件にのぼっている。訴訟の内容は、いわゆる買収違憲の訴、買収地、買収対価を不当とする訴など様々である。

また、農地関係の行政事件を種類別に示す第262表によれば、地方裁では、農調法九条(小作地取上統制)の関係が三二件で、自作農創設特別措置法の農地関係のものは三四三件を数える。同じく未墾地関係は一七二件を数える。高裁でも農地関係一八二件でもっとも多く、附帯物件に関するものが三六件に及んでいる。最高裁では合計八四件中やはり農地関係が五七件で多数をしめている。最後に、これら行政事件の結果については第263表の通りである。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---